

環境省告示第四十六号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第二十条第四号の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年一月環境省告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年四月二十五日

環境大臣 石原 伸晃

第三条第四号中「繁殖を制限するための」を「その繁殖を制限するため、雌雄を区分した管理、生殖を不能にする手術その他の」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「収容」の下に「、獣医師が治療のために必要があるとして診断書により認められた行為」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 特定飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うこと。
- イ 動物の逸走を防止するため、特定飼養施設の状況について一週間に一回以上点検を行うこと。
- ロ 屋外に設置された擁壁式施設等において特定動物を飼養又は保管する場合にあっては、雪、風雨による飛来物等の堆積等により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、一日一回以上点検を行うこと。

ハ イ及びロに規定する点検の結果において、異常を認めるときは、速やかに補修その他の必要

な措置を講じること。

二 水槽型施設等の設置に当たっては、当該施設の開口部が閉じた状態であっても、外部から特定動物の状態を確認できる位置に設置すること。